

主な指導事例（平成26年11月）

○ 買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

業種	概要
製造業	A社は、家具等のデザインを委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
製造業	B社は、自動車用部品の加工を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
幼稚園	学校法人Cは、各種行事の写真撮影を委託している事業者（特定供給事業者）及び園児向けの英会話授業を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
学習支援業	D社は、芸能スクールにおけるレッスンを委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。